

厚生・産業常任委員会 資料1  
令和元年(2019年)5月27日  
病院事業庁経営管理課

「令和元年度病院事業庁の主要施策について」

# 病 院 事 業 の 概 要

病 院 事 業 庁

# 病院事業の概要

病院事業庁  
〔病院事業管理者〕  
〔病院事業庁長〕

- 総合病院、小児保健医療センター、精神医療センターの3つの拠点病院を運営
- 地方公営企業法の全部適用(平成18年4月)による自立的な経営と病院改革の推進

## 経営管理課

○ 本庁機能として、病院事業管理者を補助し、病院事業庁全般に関する事項の総合調整を行う。  
職員数 16名(うち医師1名)

	総合病院 (病院・研究所)	小児保健医療センター	精神医療センター
所在地	守山市守山五丁目	守山市守山五丁目	草津市笠山八丁目
役割	がんや、心臓血管疾患、脳神経疾患をはじめとする様々な疾患に対して高度専門医療を提供する拠点施設	小児を対象とした高度専門医療、精密健診、保健指導、総合療育を提供する拠点施設	思春期、アルコール依存症、処遇困難、緊急医療を中心に精神障害の治療や社会復帰を専門に行うとともに、医療観察法病棟により社会復帰を支援する拠点施設
診療開始	【外来】昭和50年10月 【入院】昭和51年5月	昭和63年4月	平成4年9月
許可病床数	一般 535床	一般 100床(学童病棟、乳幼児病棟)	精神 123床(うち医療観察法病棟23床)
職員数 (H31.4.1)	768人	170人	137人
医師	100人	18人	8人
看護師	489人	92人	95人
診療科数	30診療科	9診療科	4診療科、精神科デイケア
主な機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)がん診療                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県がん診療連携拠点病院として、がん医療の均てん化、高度化、人材育成等に取り組む。</li> </ul> </li> <li>(2)心臓血管疾患診療                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の循環器疾患のリーダー的存在として、カテーテル治療等でトップクラスの診療実績をあげる。</li> </ul> </li> <li>(3)脳神経疾患診療                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・脳血管障害のほか、失語症、記憶障害などの高次脳機能障害の診療を行う。</li> </ul> </li> <li>(4)回復期リハビリテーション                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・多職種によるチームアプローチにより、専門的リハビリテーション医療を提供する。</li> </ul> </li> <li>(5)研究所                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・PETを用いた認知症診断研究や、聴覚障害に対する人工内耳の機器開発等を行う。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)医療部門                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般医療機関では対応が困難な心身障害児、小児慢性・難治性疾患に対する高度・先進的な医療を提供する。</li> </ul> </li> <li>(2)保健指導部門                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・精密健診、専門職員の派遣、研修・教育の実施、生活集団教育、遺伝相談などの小児保健サービスを提供する。</li> </ul> </li> <li>(3)療育部門                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして総合療育やリハビリテーションを実施する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)医療部門                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・思春期精神障害やアルコール依存症等中毒性精神障害に対する専門医療のほか、処遇困難な精神障害者、急性期患者の受け入れを行う。</li> <li>・医療観察法に基づく鑑定入院、通院医療および入院医療を行う。(医療観察法病棟:平成25年11月1日開棟、令和元年5月1日現在・23人入院)</li> </ul> </li> <li>(2)地域生活支援部門                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者の退院促進、退院後の訪問看護を行う。</li> <li>・精神保健福祉センター等との連携による予防から、治療、社会復帰までの一環した援助を実施する。</li> <li>・回復途上の精神障害者の社会復帰を支援するデイケアを行う。</li> </ul> </li> </ul>

## ～ 2019年度 病院事業庁の取組 ～

### <理念>

県民の望ましい健康を創生する

### <基本方針>

- ◆ 全県的な視点に立ち、高度な医療を追求、構築し、県内のどこに住むどなたにも適切な医療を提供する。
- ◆ 将来展望に基づく医療の創生を推進する。
- ◆ 高度医療、全県型医療、将来医療の構築と実践に必要な人材の確保・育成、施設・システムづくり、知財創出などを3病院の協働により進めるとともに、それを支える経営、運営基盤を強化する。
- ◆ 職員はこれらの実現に向けて、患者さんの思いを理解し、知識や技術の向上に努めるとともに業務の改善・工夫に努める。

### 【ビジョン】

#### 1 全県型・高度医療の追求

【総合病院】これまでから重点的に取り組んできた「生活習慣病」に対する治療について、困難な症例への対応を進めるなど、さらなる医療の質の向上に努めるとともに、がん患者に対する、診断から集学的治療、緩和ケアまで、QOLの向上を目指した総合的な医療とケアを提供する。

医療安全チーム、感染制御チームでの自立的な取組などにより、医療安全・感染管理を徹底する。

【小児保健医療センター】小児神経、小児整形、食物アレルギー治療や非侵襲的人工呼吸器導入などの難治・慢性疾患に対する、高度・良質・安全な医療の提供体制の充実を図るとともに、乳幼児の精密検診、ハイリスク児の予防接種、発達障害への対応などの政策医療を提供する。

【精神医療センター】精神科救急医療システムにおける応需体制の確保、医療観察法病棟の運営など、県立病院として求められるニーズに対応するとともに、アルコール依存症等の精神障害などに対して、専門性の高い治療を行う。

#### 2 将来展望に基づく医療の創生

【総合病院】地域医療支援病院として、急性期から回復期、在宅への切れ目ない医療の提供に向けて、地域の医療機関との連携を深化するとともに、地域医療機関の人材育成を支援する。

【小児保健医療センター】難治・慢性疾患の子どもが成人になっても受け入れてもらえる医療機関が依然として少ないことから、地域医療機関との連携等、子どもから大人まで切れ目ない医療が全県的に提供できるシステム構築に向けた取り組みを進める。

#### 3 人材の確保・育成、経営基盤強化

- ・ 大学との連携を強化し、各病院の特色や果たすべき役割を明確にしながら医師の確保を図るとともに、専門性の高い診療経験の提供等により医師の専門スキル向上につなげる。また、他職種の職員が先進的な医療技術等を習得するための研究休職制度等キャリア形成に向けた支援を行う。
- ・ 職員の機動的かつ弾力的な配置により、効率的な病院運営に努める。

#### 4 働き方改革、業務の改善・工夫

- ・ バランス・スコアカード（BSC）を用いた目標管理を実施し、PDCAサイクルを適正に運用するとともに、病院BSCおよび部門別BSCの達成に向けて、職員一人ひとりが自らの業務の改善活動に積極的に取り組む。
- ・ 職員アンケートを継続的に実施し、職員の満足度や課題を的確に把握するとともに、改善策を検討して病院運営に反映することで職員の参画意識を高める。

## 2019年度の主な取組

<p>総合病院</p>	<p>第4次中期計画に掲げる急性期医療のさらなる強化、望ましい医療提供体制の構築等、総合病院に求められる役割を果たせるよう、効果的、効率的な病院運営に努め、経常収支の黒字化を目指す。</p> <p>(1) 病院機能の強化 都道府県がん診療連携拠点病院として重点的に取り組んでいる「がん」診療をはじめ、生活習慣病を中心に安全で質の高い医療を提供するため、医療人材の確保と医療機器の整備更新を計画的に進める。</p> <p>(2) 施設の管理・活用 平成15年に開設したA棟の保守・修繕について、緊急度、必要度を考慮しながら計画的に実施し、適切な施設管理を行う。また、新病棟の整備に伴い使用を中止した旧東館の解体工事に着手する。</p> <p>(3) 収支改善の取組 他病院や地域の診療所等との連携を一層強化し、紹介患者や救急搬送の受入れを拡大するなどにより入院患者数の増加を図る。同時に、診療報酬制度に対応した病院機能の強化、チーム医療の推進等により、提供する医療に対する適切な収益の確保に努める。 費用については、A棟設備にかかる減価償却費の減額を見込むとともに、材料費、経費の削減等に引き続き取り組む。</p>
<p>小児保健医療センター</p>	<p>(1) 高度専門的医療機能の充実・強化 一般病院では対応が困難な障害児医療や難治・慢性疾患を中心に、地域医療機関との連携を図りながら高度専門的かつ包括医療を提供していく。また、嚥下診療の拡充やリハビリ入院プログラムの充実強化など、県民ニーズの変化に対応した医療分野の充実を図る。</p> <p>(2) 小児保健医療センター機能再構築に向けた取組の推進 小児医療を取り巻く状況に対応できるよう、2018年3月に策定した「滋賀県立小児保健医療センター基本計画」に基づき、各種施策の実現に向けた取り組みを推進し、機能再構築を実現するための新たな施設の基本設計を行う。</p> <p>(3) 小児保健サービスの拠点機能の充実 乳幼児健診事業などを通じて心身に障害を有する子どもを早期に発見し、治療や訓練などの適切な処置が受けられるよう、母子保健従事者への研修・教育、生活集団教室など、県内の母子保健の中核的支援拠点として小児保健サービスを提供する。</p>
<p>精神医療センター</p>	<p>(1) 県の政策医療の推進 精神医療の中核施設として、アルコール依存症等中毒性精神障害や思春期精神障害などの専門医療の充実、向上を図るとともに精神科救急医療システムにおける救急患者等の民間では受入困難な患者の積極的な受入に努めるほか、行政や関係機関等との連携強化を図り、当センターが担うべき役割を果たす。</p> <p>(2) 地域移行支援の推進 長期入院患者の退院促進等に向けた院内カンファレンスの充実や福祉施設等関係機関との連携強化を図るとともに、訪問看護等を積極的に推進し、患者の地域移行を促す。</p> <p>(3) 医療観察法病棟の運営 平成25年11月1日に開設した医療観察法病棟について、近畿厚生局と適切な調整を図りながら対象者の受入を行うとともに、開かれた病院運営に努めつつ、適切な医療の提供を行う。</p>

# 2019年度病院事業庁予算の概要

## 1 業務の予定量

		全 体	総合病院	小児保健医療センター	精神医療センター
病 床 数		758床	535床	100床	123床
年 間 患 者 数	入院	230,214人	162,870人	28,182人	39,162人
	外来	284,003人	207,400人	48,727人	27,876人
1 日 平 均 患 者 数	入院	629人	445人	77人	107人
	外来	1,164人	850人	200人	114人
病 床 利 用 率		81.3%	83.2%	77.0%	87.0%

## 2 病院別の主な事業の概要

(単位：千円)

総合病院	<p>1 がん診療等の急性期医療の充実</p> <p>(1) がん診療連携拠点病院機能強化事業</p> <p>(2) 医療機能の充実と医療安全管理体制の充実 医療技術が年々高度化する中、必要な医療機器を整備するとともに、安全管理体制を充実し、医療機能を高めることで、県民の期待に応える。 内視鏡手術支援装置（ダビンチ）の整備 429,700 放射線治療マネジメントシステムの更新 55,000</p> <p>2 広報の充実 オープンホスピタルの開催等により広報の充実を図る。</p> <p>3 小児保健医療センター再整備（東館解体） 1,007,462</p> <p>(1) 全体事業期間：2018～2021年度 (2) 新小児保健医療センター建設予定地となる東館を解体する。 (3) 2019年度より解体工事を実施（2018年度は実施設計）</p>
小児保健医療センター	<p>1 小児保健医療センター再整備（基本設計） 111,166 2024年1月の供用開始に向け、基本設計を行う。</p> <p>(1) 全体事業期間：2018～2023年度 (2) 基本設計・実施設計（2019～2020年度、約2.1億円） (3) CM（コンストラクション・マネジメント）方式※により全体事業費の適正化を図る。 (4) 療育部および守山養護学校を含めた一体的な再整備を行う。</p> <p>※CM方式：設計の検討や品質・工程・コスト管理等の各種マネジメント業務を、設計を行う事業者以外の者に委託することにより、費用の適正化や品質の確保を図る</p>
精神医療センター	<p>1 救急医療体制の強化 6,400 地域医療機関等からの円滑な救急受入が可能な体制を構築するために、総室の個室化に向けた改修工事の設計を行う。</p>

### 3 当初予算額

単位：百万円（税込）

【収益の収支】	前年度予算額	中期計画	当年度予算額				
			全体	総合	小児	精神	経管課
事業収益 A	22,829	23,574	23,543	17,925	3,413	2,116	89
医業収益	19,318	20,272	20,119	15,846	2,757	1,429	87
うち診療収益	18,030	18,600	18,820	14,883	2,627	1,310	—
医業外収益	3,274	3,074	3,212	2,079	444	687	2
附帯事業収益	237	228	212	—	212	—	—
事業費用 B	23,352	23,560	23,563	17,913	3,446	2,115	89
医業費用	22,432	22,084	22,656	17,326	3,161	2,080	89
うち減価償却	2,192	1,808	1,716	1,378	163	175	—
医業外費用	683	1,250	695	587	73	35	—
附帯事業費用	237	226	212	—	212	—	—
差引収支 (A-B)	△523	14	△20	12	△33	1	—
【資本の収支】							
資本的收入 A	537	585	1,942	1,827	99	16	—
企業債	502	513	1,917	1,807	95	15	—
負担金	29	22	25	20	4	1	—
諸収入	6	—	—	—	—	—	—
資本的支出 B	2,317	2,405	3,819	3,269	339	211	—
建設改良費	566	557	2,090	1,860	213	17	—
企業債償還金	1,751	1,848	1,729	1,409	126	194	—
差引収支 (A-B)	△1,780	△1,870	△1,877	△1,442	△240	△195	—

### 4 繰入金

収益の収入 A	3,902	4,092	3,830	2,411	659	674	86
資本的收入 B	29	22	25	20	4	1	—
合計 (A+B)	3,931	4,114	3,855	2,431	663	675	86

(参考) 繰入金推移

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
決算額 (2018/2019は予算額)	4,072	4,294	4,184	4,115	4,257	4,335	3,931	3,855
対前年度比	△319	+222	△110	△69	+142	+78	△404	△76

# 主な事業概要

(1)-④子どもを安心して生み育て、健やかな育ちを支える社会づくり



## 小児保健医療センター・療育部・守山養護学校の一体的整備

【予算額129.2百万円】

### 趣旨

治療の困難な病気などの子どもたちが医療・福祉・教育を一体的に受けられる環境の向上を図るため、小児保健医療センター・療育部・守山養護学校を一体的に整備し、健やかな育ちを支える。

また、子どもから大人まで切れ目ない医療を提供するため、小児保健医療センターと総合病院を統合し、よりよい医療を受けられる環境を整備する。

健康医療福祉部障害福祉課(内3544)  
教育委員会事務局特別支援教育課(内4641)  
病院事業庁経営管理課(582-5852)

### 小児保健医療センター

- ・診療科の充実(新設含む)や専門センターによる横断的な診療
  - ・病棟機能の拡張・強化(病床面積の拡張や感染対策室等の整備)
  - ・良質な業務運営と業務効率の向上(職員動線の短縮)
  - ・総合病院との統合(総合病院医師の診療支援や急変時対応の強化)
- 病床数：100床、延床面積：約13,000㎡  
概算総事業費：約84億円

### 整備スケジュール(案)

2019年度 基本設計 → 2020年度 実施設計 → 2021～23年度 建築工事 → 2024年1月 供用開始

## 医療・福祉・教育を 一体的に受けられる 環境の向上

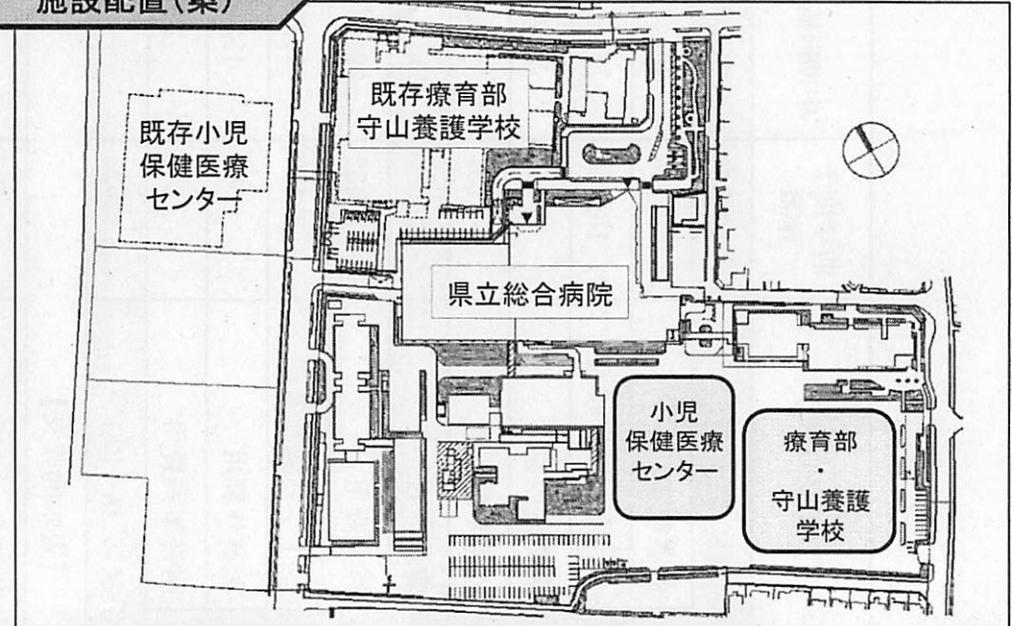
### 療育部

- ・就学前の重度障害児に対する医療福祉一体の総合療育機能の維持
  - ・現施設の老朽化への対応
- 定員：30人  
延床面積：約2,900㎡  
概算総事業費：約13.4億円

### 守山養護学校

- ・小児保健医療センターに入院中の児童生徒一人ひとりの病状や障害等を考慮した教育の提供
  - ・現在の教育環境と機能を維持
- 延床面積：約2,000㎡  
概算総事業費：約9.2億円

### 施設配置(案)



滋賀県 平成31年度(2019年度)当初予算

病院事業繰入金について

単位：千円

項目名	説明	予算年度	当初予算額				
			総合	小児	精神	経管	合計
<b>①県の受託を受けて実施している業務の経費</b>							
保健衛生行政事務経費	県の保健衛生行政に協力している業務について、所要額を繰り入れる。	R元	88,228	36,847	29,239		154,314
		H30	83,697	37,529	29,686		150,912
保健指導部運営経費	県の母子保健の充実・強化のため保健行政を実施していることについて、所要額を繰り入れる。	R元		77,628			77,628
		H30		79,092			79,092
療育部運営経費	児童福祉法に基づく知的障害児通園施設および肢体不自由児通園施設を運営していることについて、所要額を繰り入れる。	R元		158,328			158,328
		H30		175,182			175,182
精神保健福祉センター運営経費	病院事業と密接に連携を図るため病院建物内で業務を執行している一般会計部門である精神保健福祉センターについて、所要額を繰り入れる。	R元					0
		H30					0
経営管理課運営経費	政策医療に係る一般会計部門との連絡調整などを実施していることについて、所要額を繰り入れる。	R元				86,822	86,822
		H30				96,105	96,105
小計		R元	88,228	272,803	29,239	86,822	477,092
		H30	83,697	291,803	29,686	96,105	501,291
<b>②県が支払うべき経費で病院が支払事務を代行する経費</b>							
共済追加費用経費	恩給制度の給付財源に係る共済追加費用の負担に要する経費について、所要額を繰り入れる。	R元	128,701	25,444	15,168		169,313
		H30	151,530	29,042	17,278		197,850
児童手当経費	児童手当に要する経費のうち公費負担相当額について繰り入れる。	R元	42,752	3,518	2,868		49,138
		H30	42,729	3,056	2,629		48,414
小計		R元	171,453	28,962	18,036	0	218,451
		H30	194,259	32,098	19,907	0	246,264
<b>③建物建築、特定の医療機器整備等に要する経費</b>							
建設改良経費	高度専門特殊医療を提供する拠点施設として必要な施設設備等の建設改良について、 ・建設改良費の2分の1相当額 ・企業償還金の2分の1相当額（高度医療機器・施設整備経費および医療情報システム運営経費に係るものは除く。） ・企業償還利息の2分の1相当額（高度医療機器・施設整備経費に係るものは3分の3相当額）を繰り入れる。	R元	789,914	65,022	86,254		941,190
		H30	829,022	74,152	88,215		991,389
高度医療機器・施設整備経費	高度専門特殊医療を提供する拠点施設にふさわしい機能を果たすために行っている高度医療施設や医療機器の整備について、企業償還元金償還額を繰り入れる。	R元	377,804	9,869	67,450		455,123
		H30	365,368	9,844	64,579		439,791
小計		R元	1,167,718	74,891	153,704	0	1,396,313
		H30	1,194,390	83,996	152,794	0	1,431,180

項目名	説 明	予算 年度	当初予算額				
			総合	小児	精神	経営	合計
<b>④全県型医療等に必要経費</b>							
救急医療体制 確保経費	救急告示病院の指定を受け、心臓疾患、脳神経疾患に係る救急医療を実施していること（総合病院）、および精神科救急医療システムに参画し、急性期患者を受け入れていること（精神医療センター）について、不採算部分相当額を繰り入れる。	R元	408,258		38,926		447,184
		H30	392,186		37,219		429,405
研究研修経費	高度専門特殊医療を提供する拠点施設として必要な人材の資質向上を図っていることについて、研究研修費の2分の1相当額を繰り入れる。	R元	19,948	9,280	3,524		32,752
		H30	19,034	9,400	4,522		32,956
院内保育所運 営経費	高度専門特殊医療を担う病院職員を確保し安定した病院運営を図るため設置する院内保育所を運営していることについて、所要額を繰り入れる。	R元	36,825	900	1,073		38,798
		H30	31,502	2,869	733		35,104
初任給調整手 当	国家公務員である病院等勤務医師について講じられる措置を踏まえて行う公立病院に勤務する医師の勤務環境の改善に要する経費を繰り入れる。	R元					0
		H30					0
共済基礎年金 拠出金経費	病院事業の経営健全化に資するため、共済年金拠出金に係る公的負担に要する経費について、所要額を繰り入れる。	R元	213,778	2,133	24,495		240,406
		H30	206,651	0	24,075		230,726
研究所運営経 費	先端技術を生活習慣病の医療に結びつけるため、3大生活習慣病と認知症を中心とした研究を行っていることについて、所要額を繰り入れる。	R元	193,919				193,919
		H30	192,935				192,935
小計		R元	872,728	12,313	68,018	0	953,059
		H30	842,308	12,269	66,549	0	921,126
<b>⑤特殊診療のため診療報酬に不足する部分に補てんが必要な経費</b>							
特殊診療経費	一般医療機関では対応困難な小児難治慢性疾患等の患者に対する診療を実施（外来診療の長時間化）していることについて、不採算部分相当額を繰り入れる。	R元		86,294			86,294
		H30		97,304			97,304
精神病院運営 経費	精神医療の特殊性により不採算となっている部分に相当する額を繰り入れる。	R元			209,288		209,288
		H30			218,229		218,229
特殊看護体制 経費	小児医療および精神医療の特殊性により、看護体制を充実させていることについて、不採算部分相当額を繰り入れる。	R元		184,700	129,576		314,276
		H30		182,417	127,651		310,068
リハビリテー ション実施経 費	リハビリテーション医療を実施していることについて、不採算部分相当額を繰り入れる。	R元	130,516	3,031			133,547
		H30	134,341	3,031			137,372
デイケア運営 経費	デイケアを実施していること、および社会復帰、社会参加に係る相談と支援を行っていることについて、所要額を繰り入れる。	R元			67,156		67,156
		H30			68,477		68,477
高度医療機器 運営経費	高度専門特殊医療を提供する拠点施設にふさわしい機能を果たすために行っている高度医療機器の運営について、不採算部分相当額を繰り入れる。	R元					0
		H30					0
小計		R元	130,516	274,025	406,020	0	810,561
		H30	134,341	282,752	414,357	0	831,450
繰入金合計		R元	2,430,643	662,994	675,017	86,822	3,855,476
		H30	2,448,995	702,918	683,293	96,105	3,931,311
		差引	△ 18,352	△ 39,924	△ 8,276	△ 9,283	△ 75,835